

昭和五十九年三月二十三日受領  
答 弁 第 四 号

内閣衆質一〇一第四号

昭和五十九年三月二十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永健司 殿

衆議院議員辻一彦君提出昭和五十八年十二月中旬から五十九年二月にかけての異常豪雪対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻一彦君提出昭和五十八年十二月中旬から五十九年二月にかけての異常

豪雪対策に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十八年度において、府県知事が管理する一般国道及び道府県が管理する道府県道の国庫補助対象の除雪費については、事業費で約六十二億円の追加を行うこととした。

二について

昭和五十八年度においても、昭和五十一年度及び昭和五十五年度において実施されたのと同様の臨時特例措置として、予備費をもつて、市町村道除雪費に対し、補助を行うこととした。

三について

今次豪雪により除排雪経費が多額に上る地方公共団体については、普通交付税措置額、降積

雪量等を勘案して特別交付税百八十億円を措置した。

四について

融雪後の道路補修及びガードレール補修等については、それぞれの道路の道路管理者が、道路交通の安全確保及び道路の保全の観点から、適切な処置を講ずるよう指導してまいりたい。

五について

今次豪雪に係る森林被害については、地方公共団体等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、その被害の態様に応じて、造林補助事業の実施、林業改善資金の貸付け等により、復旧対策に万全を期してまいりたい。

右答弁する。